

弘前賃貸プラザ 通信

<2016年11月号>



(写真：弘前公園)

株式会社 成都地所

弘前市土手町211-10

0172-38-0980

<http://hirosaki-chintai.net/>
mail : miya@seito.net



今月の主な内容

- P2 業界ニュース
～民法改正について2～
- P3 弘前賃貸プラザの
満室再生事例
- P3 スタッフ紹介&ブログ紹介
賃貸部はつらいよ
～売却時の注意点～
- P4 福間直樹の
不動産とお金の知恵袋！
～賃のアパートオーナーがつけないといけない勘がわぬこと～
- P4 店舗紹介



第2回

民法改正について ～対策編～

(株)成都地所
賃貸事業部 PM主任
一戸裕介

先月の続きです。

前回、民法改正の内容はお伝え致しましたが、今回は「対策編」という事で下記3項目について解説していきたいと思います。

また、前回の賃貸通信、たくさんの人からご意見いただきありがとうございました！
ご意見・ご要望がありましたら、ご遠慮なくお申し付け下さい！
では、本編をどうぞ！(^ ^)！

敷金・原状回復

※対策内容が同じため
対策案も一緒に記載します

【改正案の対策】

1、契約書の特約事項・約款等に内容の明記を行う。

例文1) 退出時にハウスクリーニングと
玄関錠前交換を行うものとする。
ハウスクリーニング ○○○円
玄関錠前交換 ○○○円

例文2) 上記金額を敷金から差引くものとする。

↑このように明記すると、敷金から費用を差引ける。

2、負担区分基準表を明確化して契約書に明記する。

※当社の契約書に明確化された内容のものが明記されています。
ご興味のある方はお問合せ下さい。

【対策の結論】

- ①請求に関するものは予め金額の明記を契約書にする。
- ②賃貸人・賃借人が加入している火災保険・賠償保険を
うまく使い繕費用等に充当する。

この2点をしっかりと行うことで、退出時のトラブル回避に繋がります！

連帯保証人

【改正案の対策】

1、契約書に保証人の極度額を明記
(極度額の目安は家賃2年分)

2、賃貸保証会社を利用する。
保証会社を利用した場合・・・

- ①家賃滞納を防げる。
- ②賃借人の家財(荷物)の処分費用
を補填できる。

上記のメリットがある。

大きくこの2点で対策が可能です！

今後の賃貸借契約に大きな影響を与えそうな案件を、事前に情報発信できれば幸いと思い記しました。
そして注意して欲しいのは、上記法規が適応になるのはあくまで「居住用物件」ということです。
つまり、事業用物件には関係がないということです。

最近では、賃借人の立場が非常に強く、賃貸人の負担が増える傾向にあります。

退出時の原状回復トラブル・入居時の設備トラブル・入居中の様々なトラブルを、事前に対策仕切るのは
難しいです

わかる事・対策できるところから、一個ずつ対策していきましょう！

「もっと詳しく知りたい！」という方は、担当一戸までお問い合わせ下さい！

弘前賃貸プラザの賃貸再生事例 満室再生！

入居率
94%

満室物件続々誕生中！

成都地所の満室事例②ユニオンスクエア（満室までの期間：65ヶ月 H22.10～H28.2）

こちらのアパート。
ご相談をお受けしたときは15部屋も空いている
という大変な状況でした。

1部屋、2部屋空いてるというレベルではあり
ません。賃貸経営が崩壊してしまっています。



即、荒療治を行いました。

その荒療治とは・・・

- ①家賃を2万円代へ設定
- ②1ヶ月無料キャンペーン
- ③初年度家賃6,000円サービス
- ④ペット可
- ⑤生活保護可

という内容です。

いわゆる**リフォームという費用をかける対策内
容ではなく
アイキャッチを基本とした条件付けで募集を開
始しました。**

今回のように多数の条件付けをした場合のメリットとして、
「何で」入居希望者様がこちらの物件に問い合わせてくるのか？
想像などではなく実績でわかる事です。

今回、意外だったのは④のペット可での問い合わせが思いのほか
少なかつことです。

それよりも⑤生活保護の問い合わせが圧倒的に大きく、満室の推進力
となりました。

順調に満室計画は進行し、平成23年末には残り4部屋となったのですが、ここで予想外の問題が発生！

2階で水漏れが発生のです。
残りの空き部屋がちょうど、その2階だったのですが4部屋とも水漏れ
被害を受けてました。

このままだと、入居される方にご迷惑！そこで一時、募集停止。

費用的に無理なく、雨漏り工事を行えるように、賃料を貯めていただき
ました。（コンクリート躯体なので費用が高額になるのです。）
預かり前より10部屋以上も埋まっていたので、家賃収入もそれなりに
見込めます。

ある程度、家賃収入が貯まったところで雨漏りの原因であった外壁を
修繕し、募集再開。平成28年2月で満室になりました。

ここでのポイントは二つ

- ①**リフォームではなく、ペットや生活保護などの条件変更で満室にな
った**
- ②雨漏りを急いで直すのではなく、収入とのバランスをみて修繕を行
って といったという事でしょうか？

皆さまのアパート経営健全化の参考になれば幸いです。

スタッフ紹介&ブログ紹介 賃貸部はつらいよ ～純情編～



売却時の注意点 (相続時精算課税制度事例のメモ書き)

Aさんには、事業をやられているBさ
んという息子がいます

Bさんは事業のために銀行からお金を
借りました。

銀行では融資するにあたって担保が必
要なので、父親Aさんの土地に抵当権
をつけました。

時は流れて・・・

Bさんは残債を返済するために父親A
さんの土地を売る事にしました。

売るのはいいのですが、あくまでもA
さんの財産なので、売却代金はAさん
が受け取る事になります。

Bさんが残債を銀行に返却するためには、
Aさんから売却代金を譲り受けなければなりません。

銀行側とすると、それで融資金額が回
収されたことになつていいのですが
税務上、AさんからBさんの贈与にあ
たるため、高い税率の税金を支払う事
になります。

具体的には110万を超えると贈与税が発
生します。税率は最大5.5%です。

債務を返してしまうと、それだけの税
金を支払える、お金は手元に残りませ
ん。

どうしたらいいでしょう？

一つの解決方法として・・・
相続時精算課税制度という方法があ
ります。

この制度を利用すると2500万まで
贈与税が発生せず、税率も一律20%
です。

ただし、いったん相続時精算課税制度
にしてしまうと通常の贈与税（歴年課
税制度）に戻れないで110万の基礎控
除が使えなくなります。

戻れないというデメリットもあるので
注意が必要です。

氏名	宮川 敬一
出身地	青森県弘前市
担当	賃貸集客
休日の過ごし方	子育て
座右の銘	行動しないと始まらない
ひとこと	アパート・貸家、建 物のお悩みなんでも ご相談ください。

福間直樹の 不動産とお金の知恵袋！



福間直樹（フクマナオキ）
(株)成都地所 代表取締役
<http://seito.net/>

1965年（昭和40年）1月25日生まれ。
慶應大学経済学部に入学し、経済学を学ぶ。
在学中に、実家が競売にかかってしまった。
母親は夜逃げの準備。父は心労がたって入院してしまう。
……競売から苦難に陥ることになる。

アルバイトで学費と生活費を補い、無事に大学を卒業。

その後、東京都内で教育関係の仕事を従事。

平成9年に、帰省して不動産業を営んでいた父を助けることを決意。
昼は不動産の手伝い、夜は家庭教師と二足のわらじをはいて、一年で宅建の資格を習得する。

自身の経験から、お客様が住宅ローンを支払っていけるのかということが気になるようになり、翌年から無料確定申告サポートを始める。ローンや保険の仕組みを実戦で見につけて、住宅ローン相談会を通じて、お客様の悩みを解消することをライフワークとしている。

弘前のアパートオーナーが気をつけないといけない忘れがちなこと

アパートを満室にする方法とは？

アパートを満室にする方法があります。

当たり前のことなのですが、知っているアパートオーナー様が少ないので、今回、この紙面を借りてお話ししたいと思います。

④アパートの内部の状態を見に行っているだけです。

ですから、アパートの内部をきれいにリフォームしている方が契約しやすくなります。

そこで、アパートを沢山管理している会社の営業マンは考えます。

『なるべく契約になりやすい（=内部が綺麗なアパート）を案内しよう』

そこで、綺麗な物件から案内されます。

アパートオーナーにとって大事なことは、

- ・アパートの家賃
- ②アパートの場所
- ③アパートの間取り

の4つになりますが、

特に重要なのは、④番です。

アパートを綺麗にしておいて、不動産会社に部屋数×2件のお客様を案内してもらっているだけで、お部屋は満室になります。

空き部屋が多い場合は、一部屋だけモデルルームとして直しておくのが経済的です。

それでは、また次回お会いします。

最後までお読みいただきありがとうございました！

店舗紹介



株式会社 成都地所 本店



マイホーム相談所
(青森支店)



エヴァーホーム
サンロード青森店
(青森支店)



エヴァーホーム
外崎店（外崎支店）

不動産売買 賃貸アパート

TEL. 0172-38-0980

営業時間 平日～土曜日／
10:00～18:00
日曜日／10:00～17:00
(水曜日・祝祭日休業)

不動産売買

TEL. 017-773-5081

営業時間 10:00～19:00
(水曜日休業)

新築 リフォーム

TEL. 017-757-8118

営業時間 10:00～19:00
(水曜日休業)

新築 リフォーム

TEL. 0172-80-2525

営業時間 10:00～18:00
(水曜日休業)